

第35回 草津市地域公共交通会議

次 第

[日時] 令和3年3月26日(金)10時30分～

[場所] 草津市役所8階大会議室

1. 開会(挨拶)

2. 報告

- [1] まめバス利用実績および目標利用者数について(資料1)
- [2] 笠縫学区におけるまめバス実証運行について(資料2)
- [3] まめタク利用実績等について(資料3～5)
- [4] 草津市内における危険なバス停について(資料6)

3. その他

4. 閉会

[配付資料]

- ・委員名簿
- ・席次表
- ・草津市地域公共交通会議設置要綱
- ・資料1 まめバス利用実績および目標利用者数
- ・資料2 笠縫学区におけるまめバス実証運行
- ・資料3 まめタク利用実績および運行実績
- ・資料4 まめタクアンケート調査(案)
- ・資料5 まめタクから路線バス・一般タクシーへの乗換に係る料金比較
- ・資料6 草津市内における危険なバス停

草津市地域公共交通会議 委員名簿

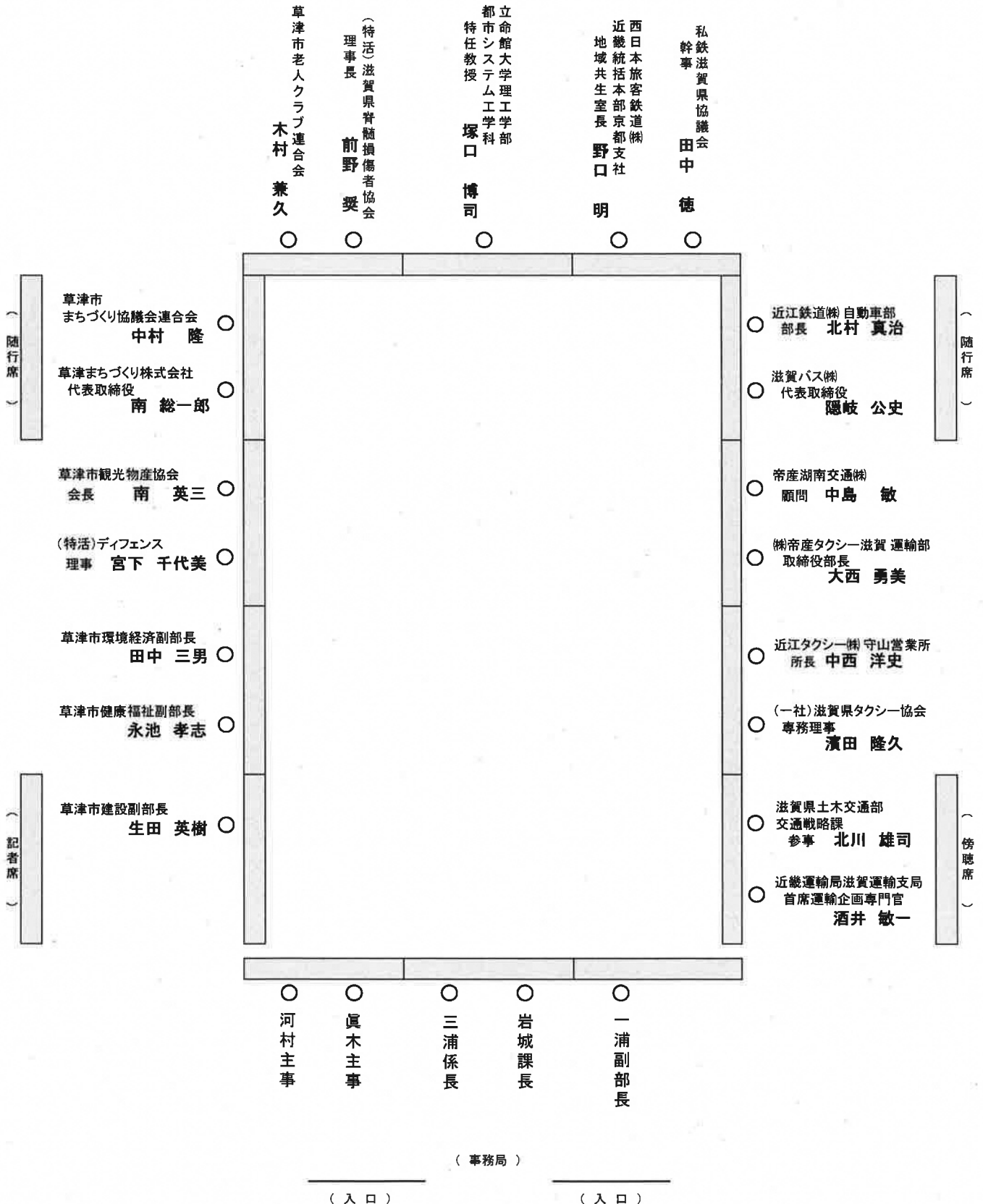
(令和3年3月26日現在、敬称略)

役職	分野	氏名	団体・役職
1 2号委員	一般乗合	北村 真治	近江鉄道株式会社 自動車部 部長
2 2号委員	一般乗合	隠岐 公史	滋賀バス株式会社 代表取締役
3 2号委員	一般乗合	中島 敏	帝産湖南交通株式会社 顧問
4 3号委員	一般乗用	大西 勇美	株式会社帝産タクシー滋賀 運輸部 取締役部長
5 3号委員	一般乗用	中西 洋史	近江タクシー株式会社 守山営業所 所長
6 4号委員	バス協会	野村 義明	一般社団法人 滋賀県バス協会 専務理事
7 5号委員	タクシー協会	濱田 隆久	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務理事
8 6号委員	住民・旅客(障害者)	前野 奨	(特活) 滋賀県脊髄損傷者協会 理事長
9 6号委員	住民・旅客(高齢者)	木村 兼久	草津市老人クラブ連合会
10 6号委員	住民・旅客	花村 知次郎	草津市まちづくり協議会連合会 (志津南学区 副会長)
11 6号委員	住民・旅客	中村 隆	草津市まちづくり協議会連合会 (渋川学区 副会長)
12 7号委員	所轄運輸行政	酒井 敏一	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
13 8号委員	運転者団体	田中 徳	私鉄滋賀県協議会 幹事
14 9号委員	道路管理者(県)	福田 義弘	滋賀県南部土木事務所 次長
15 9号委員	広域交通行政	北川 雄司	滋賀県土木交通部交通戦略課 参事
16 9号委員	所轄交通警察	山口 隆	滋賀県草津警察署 交通第一課長
17 9号委員	学識経験者	塚口 博司	立命館大学 理工学部都市システム工学科 特任教授
18 9号委員	関係団体(鉄道)	野口 明	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
19 9号委員	関係団体(工業)	加藤 幹彦	草津商工会議所 専務理事
20 9号委員	関係団体(商業)	池崎 慎一郎	草津市商店街連盟 会長
21 9号委員	関係団体(中活)	南 総一郎	草津まちづくり株式会社 代表取締役
22 9号委員	関係団体(観光)	南 英三	草津市観光物産協会 会長
23 9号委員	関係団体(NPO活動)	宮下 千代美	(特活) ディフェンス 理事
24 1号委員	草津市職員	田中 三男	草津市環境経済部副部長(総括)
25 1号委員	草津市職員	永池 孝志	草津市健康福祉部副部長(総括)
26 1号委員	草津市職員	生田 英樹	草津市建設部副部長(総括)
事務局	草津市都市計画部	松尾 俊彦	都市計画部部長
		一浦 辰己	都市計画部副部長(総括)
		岩城 弘宜	交通政策課課長
		三浦 恭久	交通政策課係長
		眞木 大介	交通政策課主事
		河村 竜也	交通政策課主事

第35回 草津市地域公共交通会議 席次表

(日時)令和3年3月26日(金)10:30～

(場所)草津市役所8階大会議室



○草津市地域公共交通会議設置要綱

平成19年12月27日

告示第267号

改正 平成20年12月1日告示第239号

平成21年4月1日告示第91号

平成26年5月1日告示第167号

平成30年3月1日告示第29号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）および滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱（平成13年5月18日制定）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、草津市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画の策定および変更に関する事項
- (2) 本市における生活交通の確保に関する事業の実施および連絡調整に関する事項
- (3) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃または料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他公共交通に関して交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 市に営業区域が存する一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者
- (5) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者
- (6) 市民または市内交通の利用者
- (7) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 交通会議に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に

応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会を草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱(平成19年草津市告示第266号)第10条に規定する幹事会とみなすことができる。

(専門部会)

第8条 交通会議は、その目的を達するため必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則(平成20年12月1日告示第239号)抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成26年5月1日告示第167号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則(平成30年3月1日告示第29号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。